

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院提

出）要旨

本法律案は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高等専修学校の管理下における生徒の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付を行うことができるものとする。

二、一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当分の間、災害共済給付を行うことができるものとする。

三、この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。